

外国人の子どものための 日本語教室を助成します



平成24年度日本語教室学習支援事業 二次募集のお知らせ

公益財団法人愛知県国際交流協会では、外国人児童生徒の日本語学習促進のための「日本語学習支援基金」を活用し、外国人児童生徒を対象にした地域の日本語教室に助成を行っています。今回、この助成を希望される日本語教室を募集します。

- **対象となる日本語教室の要件等** … 裏面の「日本語教室学習支援事業のあらまし」をご覧ください。また、基金事務局までお問い合わせください。
- **助成内容** … 日本語教室の運営に係る経費として、児童生徒の数に応じて月額 10,000 円から 40,000 円と、児童生徒一人当たり月額 2,000 円とを合算した額。(いずれも出席率に応じての助成となります)
- **申請方法** … 所定の申請用紙に記入の上、基金事務局に持参又は郵送してください。※申請用紙は、(公財)愛知県国際交流協会日本語学習支援基金ウェブページからダウンロードできます。【<http://www2.aia.pref.aichi.jp/kyosei/j/kikin/index.html>】
- **その他** … 助成対象者は、審査委員会の審査の上決定します。

- **助成対象期間** … 平成24年10月～平成25年3月
- **申請期限** … 平成24年8月31日(金)まで(当日消印有効)

基金を活用した取組みの一例(こんな活用方法もあります)

◆小学校の教室を利用

して…

地域の小学校と連携し、空き教室を利用して、ボランティアによる日本語教室が開催されています。その小学校や近隣の小学校に通う子どもたちが、授業終了後に参加しています。

《日本語学習支援基金》

教室運営 基礎額

・月額1~4万円
・会場借上げ、光熱水費、消耗品など

人数割額

・月額児童生徒一人当たり2千円
・指導者・ボランティアへの謝金、旅費、テキスト代など

例えば、児童生徒5人の場合⇒月額2万円、
児童生徒10人の場合⇒月額3万円
児童生徒15人の場合⇒月額5万円
を助成します。

助
成



◆大人の日本語教室に

一緒にいてきた子ども

たちに…

大人を対象にした日本語教室と一緒にいてきた子どもたちを集め、大人とは別メニューで児童生徒向けの日本語指導を実施しています。

お問い合わせは…

日本語学習支援基金事務局 (公財)愛知県国際交流協会交流共生課共生・相談担当
〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内
電話 052-961-1409 <http://www2.aia.pref.aichi.jp/kyosei/j/kikin/index.html>

(裏面もご覧ください)

日本語教室学習支援事業のあらまし

1 事業の概要

この事業は、外国人児童生徒（日本の義務教育年齢に該当する外国人の子ども）のための日本語教室を運営する方（団体）に対し、その教室の運営に必要な経費の一部を助成するものです。

事業年度：平成 20 年度～平成 24 年度

2 助成内容

外国人児童生徒の出席率に応じ、毎月、次の①②を合算した額を助成します。

① 教室運営基礎額

日本語教室の運営（会場借り上げ費、光熱水費等）に係るものとして、児童生徒数の規模に応じて助成。

ランク	児童生徒数（人）	助成額（月額）
A	～10	10,000円
B	11～30	20,000円
C	31～50	30,000円
D	51～	40,000円

② 人数割額

児童生徒一人当たり2,000円（月額）を助成。

3 対象

この事業の対象となる方（団体）は次のとおりです。

- ①「日本語指導者としての条件を満たす者」※が1名以上いること
- ②活動に関する規約があること
- ③年間の収支が明瞭であること
- ④代表者及び会計責任者の定めがあること（代表者と会計責任者の兼務可）
- ⑤営利を目的とするものでないこと。又は、地方公共団体が運営主体ではないこと

※「日本語指導者としての条件を満たす者」（いずれか一つで可）

- ①1年以上日本語教育若しくは研究に従事した者、又は1年以上日本語ボランティアの経験がある者
- ②学校で教師等の経験がある者
- ③財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める420時間以上の養成講座を修了した者
- ⑤大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者（関係科目45単位以上）
- ⑥大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者（関係科目26単位以上）

さらに、対象となる日本語教室には、次の条件があります。

- ①愛知県内で開催される日本語教室であること
- ②助成対象となる日本語教室に対して、国及び地方公共団体から補助金その他の助成を受けていないこと
- ③原則、5人以上の児童生徒を対象とした（出席する）日本語教室であること
- ④原則、児童生徒一人当たり週1回以上日本語指導を行うものであること
- ⑤曜日、時間、対象児童生徒、指導内容等を明記したカリキュラムがあること
- ⑥原則、日本語指導を行う者が児童生徒5人につき1人以上いること

4 手続き

助成を希望する場合は、平成24年8月31日（金）まで【当日消印有効】に「日本語教室学習支援事業認定申請書」を基金事務局に提出してください。助成対象は、審査委員会の審査の上で決定します。審査結果は、9月中にお知らせします。

5 助成金の請求

毎月の児童生徒の出席状況を取りまとめ、翌月の10日までに「日本語教室学習支援事業助成金請求書」を基金事務局に提出していただきます。なお、1か月間の出席率が5割に満たない児童生徒がいたときは、その児童生徒はその月の助成対象になりません。

基金事務局で審査の上、その月の末日までに指定の口座に助成金を振り込みます。

本事業に関するQ&Aを基金ウェブページに掲載しています。参考にご覧ください。